

行政

information

原子力発電所 現地を確認しました

問

防災危機管理課原子力安全対策室（☎65-6555）

本市の30km圏内には、敦賀・もんじゅ・美浜と3か所に原子力関連施設があり、本年4月5日、原発に対する市民の安全、安心を確かなものとするために、各原子力事業者と「原子力安全協定」を締結しました。

この安全協定に基づき、滋賀県・高島市とともに、災害発生時などの状況把握の参考とするために美浜発電所と高速増殖炉もんじゅの現状確認を行いました。

各施設では、福島原子力発電所事故を教訓とした安全対策として整備された追加施設や原子炉内部、燃料プール等の重要施設の状況、津波対策や非常用電源の確保、また今後の安全対策などについて各担当者から説明を受けました。

また、地震対策や敷地内の破砕帯について、格納容器等が破損した場合の対処方法、もんじゅにおける点検漏れについて事業者から詳細な説明を求め、より一層、新規制基準に合わせた安全対策の徹底と、事業所における安全文化の醸成と再発防止の徹底を要請しました。

平時から原子力施設の現状をしっかりと把握することが、安全対策の第一歩です。今後とも事業者との情報共有に努め、ハード面の対策はもちろんのこと、現実味のある緊急時対策を講じるよう求め、市民の安全安心につなげていきます。

7月2日

（独）日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

原子炉格納容器や空気冷却室、中央制御室など主要施設を確認しました。



5月31日

関西電力（株）美浜発電所

3号機タービン建屋や中央制御室、使用済み燃料プール、防潮堤などを見て回りました。



行政

information

新たに『特別警報』で最大限の警戒を呼びかけます

問

気象庁彦根地方気象台防災業務課（☎0749-2216142）

運用開始予定日時は、**8月30日深夜0時**（政令により日時が決定されます）

気象庁は、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていますが、特別な警戒を呼びかけるために、新たに「特別警報」を発表します。特別警報の対象とする現象は「東日本大震災」、我が国の観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示・勧告等に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

また、大雨等の被害を防ぐには、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

大

災害の危険性

小

特別警報

重大な災害が発生するおそれが大きくときに発表

警報

重大な災害が発生するおそれがあるときに発表

注意報

災害が発生するおそれがあるときに発表

○特別警報の詳細は、下記で確認ください。

気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>

	対 象	減額内容	必要な書類
バリアフリー改修	○住宅条件 平成19年1月1日以前建築の住宅（賃貸住宅除く） ○居住者条件（次のいずれかに該当） ・65歳以上の人・しょうがい者手帳をお持ちの人・要介護認定者または要支援認定者 ○工事内容 介護保険からの給付などを除く自己負担額が50万円を超え、平成28年3月31日までに完了した工事 ^{（注）} 【例】通路の拡張、階段の勾配緩和、床の段差解消、トイレ・浴室の改良、手すりの設置など	工事完了年の翌年度分固定資産税の1/3 ※居住部分100㎡を限度 ※省エネ改修との併用可	申告書 平面図 領収書の写し 工事費明細書 工事前後の写真
省エネ改修	○住宅条件 平成20年1月1日以前建築の住宅（賃貸住宅除く） ○工事内容 工事費が50万円を超え、平成28年3月31日までに完了した工事 ^{（注）} 【例】窓の断熱（二重サッシ化、複合ガラス化など）、窓の断熱と合わせて行う床、天井等の断熱など	工事完了年の翌年度分固定資産税の1/3 ※居住部分120㎡を限度 ※バリアフリー改修との併用可	申告書 （建築士等が発行する） 熱損失防止改修工事証明書 領収書の写し 工事費明細書
耐震改修	○住宅条件 昭和57年1月1日以前建築の住宅 ○工事内容 工事費が50万円を超え、平成27年12月31日までに完了した工事（現行の建築基準法耐震基準に適合） ^{（注）}	工事完了年の翌年度分固定資産税の1/2 ※居住部分120㎡を限度	申告書 （建築士等が発行する） 耐震基準適合証明書 領収書の写し 工事費明細書

（注）平成25年3月31日以前の契約分は、工事費30万円以上。この場合は契約書が必要です。

既存の住宅に対し、バリアフリー改修、省エネ改修および耐震改修を行った場合、固定資産税が減額されます。これらの減額措置の適用を受けるためには、工事完了後3か月以内に申告が必要です。詳しくは問合せください。

行政

information

固定資産税が減額されます

問

税務課（☎65-6523）

行政

information

限度額適用認定証をご利用ください

問

保険医療課（☎65-6512）

長期療養や大きな病気をして医療費が高額になるとき、入院・通院いずれの場合でも窓口負担を抑えることができるのが「限度額適用認定証」です。

医療機関の窓口でこれを提示すると、ひと月の医療費の自己負担が限度額までになります。自己負担限度額は所得によって異なります。

認定証の交付を受けるには、事前の申請が必要です。詳しくは問合せください。

【対象者】 次のいずれかに該当する人

（1）国民健康保険に加入している69歳以下の人

（2）平成25年度の住民税が非課税世帯の70歳以上74歳以下の人

【申請時の注意点】

（1）申請日時点において、世帯に国民健康保険料の滞納がないこと

（2）世帯の国民健康保険被保険者が前年中の所得申告をしていること

※未申告で所得が不明な場合は、上位所得者の限度額が適用されます。

問合せ・相談先

保険医療課（本館1階）
北部振興局・各支所福祉生活課

行政

information

木造住宅無料たいしん診断の申込期間を延長します

問

開発建築指導課（☎65-6543）

【延長期間】9月30日（月）まで（先着順）

※詳しくは広報ながはま5月1日号か、市ホームページをご覧ください。



行政

information

8月1日からは新しい国民健康保険高齢受給者証で

問

保険医療課（☎65-6512）

国民健康保険に加入している70～74歳の人に、8月1日からお使いいただく「高齢受給者証（あさぎ色）」を7月中旬にお送りしました。

なお、昭和18年7月2日～8月1日生まれの人には左記窓口にてお渡ししています。これは医療機関の窓口で負担割合を判断するためのものです。まだ、お手元がない場合は問合せください。

問合せ先

保険医療課（本館1階）
北部振興局・各支所福祉生活課